

佐賀県訓令甲第5号

健康福祉本部
各保健福祉事務所
各保健所

保健福祉事務所処務規程（平成18年佐賀県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

佐賀県知事 古川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（保健福祉事務所長の専決事項）</p> <p>第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(48) 略</p> <p>(49) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第12項の規定による障害者支援施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項の規定による児童福祉施設（障害児に係る施設に限る。）の指導に関すること。</p> <p>(49)の2 <u>障害者自立支援法</u>第11条の規定による自立支援給付対象サービス等に関する調査等に関すること。</p> <p>(50) <u>障害者自立支援法</u>第48条の規定による指定障害福祉サービス事業者に係る報告の徴収及び立入検査等に関すること。</p> <p>(50)の2 <u>障害者自立支援法</u>第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定（<u>障害者自立支援法施行令</u>（平成18年政令第10号）<u>第1条第3号</u>に規定する精神通院医療（以下この号、第51号の2及び第51号の3において「精神通院医療」という。）に係る</p>	<p>（保健福祉事務所長の専決事項）</p> <p>第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(48) 略</p> <p>(49) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第12項の規定による障害者支援施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項の規定による児童福祉施設（障害児に係る施設に限る。）の指導に関すること。</p> <p>(49)の2 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第11条の規定による自立支援給付対象サービス等に関する調査等に関すること。</p> <p>(50) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第48条の規定による指定障害福祉サービス事業者に係る報告の徴収及び立入検査等に関すること。</p> <p>(50)の2 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>（平成18年政令第10号）<u>第1条の2第3号</u>に規定する精神</p>

改正前	改正後
<p>ものに限る。)及び同条第4項の規定による医療受給者証の返還(精神通院医療に係るものに限る。)に関すること。</p> <p><u>(51) 障害者自立支援法施行令第1条第1項の規定による育成医療費の支給に関すること。</u></p> <p><u>(51)の2 障害者自立支援法施行令第32条第1項の規定による変更届(精神通院医療に係るものに限る。)の受理に関すること。</u></p> <p><u>(51)の3 障害者自立支援法施行令第33条第1項の規定による医療受給者証(精神通院医療に係るものに限る。)の再交付に関すること。</u></p> <p><u>(52) 障害者自立支援法等に係る市町の支援・研修に関すること。</u></p> <p>(53)～(57) 略</p> <p><u>(58) 削除</u></p> <p><u>(59) 障害者情報バリアフリー化支援事業に関すること。</u></p> <p>(60)～(68) 略</p> <p><u>(69) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第18条の規定による低体重児の届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(70) 母子保健法第19条の規定による未熟児の訪問指導に関すること。</u></p> <p><u>(71) 母子保健法第20条第1項の規定による養育医療の給付及び費用の支給に関すること。</u></p> <p>(72)～(299) 略</p>	<p>通院医療(以下この号、第51号の2及び第51号の3において「精神通院医療」という。)に係るものに限る。)及び同条第4項の規定による医療受給者証の返還(精神通院医療に係るものに限る。)に関すること。</p> <p><u>(51) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第1項の規定による変更届(精神通院医療に係るものに限る。)の受理に関すること。</u></p> <p><u>(51)の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第33条第1項の規定による医療受給者証(精神通院医療に係るものに限る。)の再交付に関すること。</u></p> <p><u>(52) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に係る市町の支援・研修に関すること。</u></p> <p>(53)～(57) 略</p> <p><u>(58)及び(59) 削除</u></p> <p>(60)～(68) 略</p> <p><u>(69)から(71)まで 削除</u></p> <p>(72)～(299) 略</p>

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。